

第 12 回対策本部会議 議事録

1 開催日時 令和 3 年 1 月 13 日（木） 午後 4 時 30 分～午後 5 時 00 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部長：危機管理監、消防長、総務部長、企画部長、財務部長、
市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長、
都市整備部長、教育総務部長、生涯学習部長、会計管理者、
議会事務局長、監査委員事務局長

(事務局)

健康こども部、総務部

4 議 題

(1) 状況報告

(2) 市の対応について

5 議題の概要

(1) 市内の感染者の状況報告を行った。

(2) 市公共施設、イベント等への対応方針の見直しを行った。緊急事態宣言期間中における事業及びイベント、公共施設の対応について確認を行った。

6 会議経過

(1) 状況報告

本部長：市内の感染者の発生状況について、直近 7 日間での 10 万人あたりの感染者数は 62.4 人である。また本日江戸川区では 102 人、東京都では 1433 人の新規感染が発表されている。

(2) 市の対応について

本部長：今週に入って感染状況が悪化してきており、これ以上の感染拡大を防止するため、生活に関連しない施設は休止せざるを得ないと考えている。

本部長：市公共施設、イベント等への対応方針の基本方針案の修正を行い、「①公共施設については、相談、学校教育、生活や健康維持のために必要な場合を除き、施設の休止を含め利用を制限する。」「②市主催（共催含む）のイベント及び事業は、原則中止又は延期とする。ただし、相談事業、学校教育の一環で実施する事業、生活や健康維持のために必要な事業、オンラインでの開催イベントなどについては実施する。」とした。

本部長：方針案のとおり、決定とする。施設の休止について市民の皆様から戸惑いの声があるかと思うが、丁寧に説明と啓発を行うこと。

本部長：緊急事態宣言期間中における事業及びイベント、公共施設の対応については、基本方針に基づき対応する。

本部長：休止及び中止の期間は、1月15日から緊急事態宣言期間中とする。

7 決定事項

- ・下記の対応方針について決定した。
 - ① 公共施設については、相談、学校教育、生活や健康維持のために必要な場合を除き、施設の休止を含め利用を制限する。
 - ② 市主催（共催含む）のイベント及び事業は、原則中止又は延期とする。
ただし、相談事業、学校教育の一環で実施する事業、生活や健康維持のために必要な事業、オンラインでの開催イベントなどについては実施する。
- ・上記の対応方針に従い、1月15日から緊急事態宣言期間中（2月7日まで）事業・イベント・公共施設の休止及び中止について決定した。